

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月31日

【事業年度】 第14期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

【会社名】 サインポスト株式会社

【英訳名】 Signpost Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 蒲原 寧

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号

【電話番号】 03 - 5652 - 6031

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート本部長 西島 雄一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号

【電話番号】 03 - 5652 - 6031

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート本部長 西島 雄一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
売上高 (千円)	1,723,059	3,024,714	2,684,846	2,122,272	2,037,394
経常利益又は経常損失() (千円)	166,751	357,293	269,260	207,603	611,160
当期純利益 又は当期純損失() (千円)	106,652	245,574	203,666	260,807	786,862
持分法を適用した場合の 投資損失() (千円)	-	-	-	69,507	144,366
資本金 (千円)	113,600	352,938	361,872	364,914	913,874
発行済株式総数 (株)	22,460	2,482,500	10,730,800	10,916,400	12,104,200
純資産額 (千円)	406,085	1,107,876	1,304,587	1,023,036	1,309,392
総資産額 (千円)	1,228,087	2,164,918	1,952,369	2,079,730	2,149,695
1株当たり純資産額 (円)	45.20	111.57	121.57	93.72	107.96
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	1,000.00 (-)	10.00 (-)	2.50 (-)	2.50 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失() (円)	12.54	26.60	19.90	24.13	69.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	23.32	18.16	-	-
自己資本比率 (%)	33.1	51.2	66.8	49.2	60.8
自己資本利益率 (%)	29.6	32.4	16.9	22.4	67.5
株価収益率 (倍)	-	159.61	180.89	-	-
配当性向 (%)	19.9	9.4	12.6	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	257,810	923,069	114,568	79,860	601,238
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	28,326	21,323	108,095	510,917	360,737
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	71,770	380,184	156,634	126,343	1,043,453
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	420,174	1,702,105	1,322,807	1,018,094	1,099,571
従業員数 (名)	78	88	99	103	135
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	- (-)	84.9 (92.9)	38.0 (89.5)	23.0 (113.2)
最高株価 (円)	-	19,950 4,987	5,620	3,840	2,209
最低株価 (円)	-	8,530 2,132	2,116	1,568	801

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第10期から第12期までの持分法を適用した場合の投資損失()については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第10期の株価収益率及び株主総利回りについては、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第13期及び第14期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 2017年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2018年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。そのため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は2017年11月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第11期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。また、第12期以降の株主総利回り及び比較指標については、第11期の末日における株価又は株価指数を基準として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価は、2019年5月21日からは東京証券取引(市場第一部)における株価であり、それ以前は、東京証券取引所(マザーズ市場)における株価を記載しております。なお、2017年11月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。また、印は株式分割(2018年3月1日、1株 4株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

年月	概要
2007年3月	東京都中央区日本橋本町に「お客様のIT部門の一員として」顧客企業の具体的な課題解決を行う事業の展開を目的として、サインポスト株式会社を設立
2007年3月	銀行に向けたコンサルティング業務を開始
2007年11月	カード業界等、金融業界全般に向けたコンサルティング業務を開始
2008年1月	本社を東京都中央区小伝馬町に移転
2008年10月	公共機関(国や地方公共団体等)に対するコンサルティング業務を開始
2008年11月	大阪府大阪市中央区に関西支社を設立
2009年2月	財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマーク(第11820624号)の付与認定を取得
2009年9月	本社を現在の東京都中央区日本橋本町に移転
2012年1月	ISO27001/ISMS(JP12/080214)の認証を取得
2014年11月	沖縄県那覇市泊に沖縄支社を設立
2014年12月	ソリューション事業を開始
2015年5月	バッチ処理高速化サービスの提供を開始
2016年1月	事業性評価サービスの提供を開始
2017年3月	当社で開発した設置型AIレジ「ワンダーレジ」を発表
2017年11月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2019年5月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2019年7月	JR東日本スタートアップ株式会社と合併で株式会社TOUCH TO GOを設立

3 【事業の内容】

当社は、コンサルティング事業、ソリューション事業及びイノベーション事業の三つの事業セグメントで構成されており、各事業の強みや営業基盤を共有、または補完し合いながら事業を運営しています。業界とその業務内容を熟知した上で、お客さまの立場に立って、具体的な経営・業務課題の解決策を立案して自ら実行することで、付加価値の高いサービスや製品を提供しています。

(コンサルティング事業)

金融業界の企業を中心に、経営・業務課題を解決することに主眼を置いたコンサルティングサービスを提供しています。お客さまの一員としてプロジェクトマネジメント支援やIT部門支援を行い、課題の特定、解決策の立案から実行までを一貫して行い、お客さまのプロジェクト推進をサポートしています。

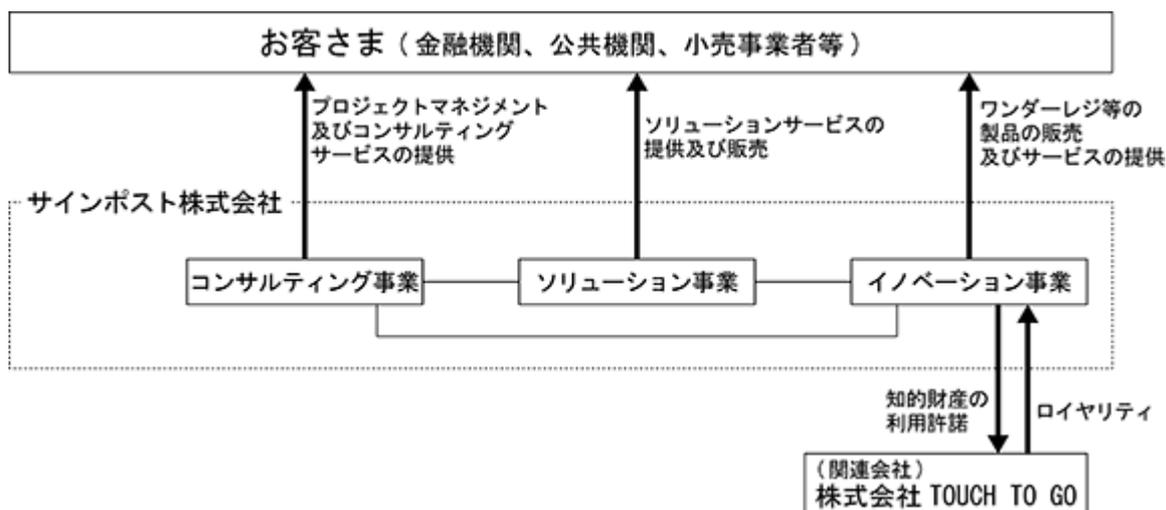
(ソリューション事業)

コンサルティング事業で培った業務ナレッジや提携するベンチャー企業等が有する先端技術を応用して、お客さまの業務改善やデジタルトランスフォーメーション(DX)に資するソリューションを開発、提供しています。

(イノベーション事業)

独自開発の人工知能「SPAI」や様々な要素技術を研究し、設置型AI搭載レジ「ワンダーレジ」をはじめ、社会問題の解決に資する製品・サービスを開発、販売しています。また、JR東日本スタートアップ株式会社と合併で株式会社TOUCH TO GOを設立し、同社を通じてイノベーション事業の研究開発の成果を応用した無人決済システム「TTG-SENSE」の開発、販売を行っています。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) 株式会社 TOUCH TO GO	東京都 新宿区	450,000	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売	49.2	当社からの技術供与 役員の兼任あり

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
135	37.2	4.5	5,995,639

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	79
ソリューション事業	15
イノベーション事業	27
全社(共通)	14
合計	135

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前事業年度に比べて32名増加したのは、主に新卒採用及び中途採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものです。

(1) 当社の経営の基本方針

当社は、創業の理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を、当社の事業活動の最上位概念とし、これを指すための当社のあり方を示した企業理念と、私たちが社会にもたらす価値や我々の行動指針を示した使命を定めています。当社は、これらを経営の基本方針として定め、高いレベルで実践することを通じて、中長期的に企業価値を向上し、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。

創業理念

孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う

企業理念

ご満足いただけるソリューションを提供、社会の一隅を照らす存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに

使命

お客さまの一員として、時代のその先に

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。

そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

(2) 経営環境

当社のコンサルティング事業及びソリューション事業は、主に地域銀行、クレジットカード会社、投資運用会社及び保険会社等の金融業界に属する企業を主要な得意先としています。また、イノベーション事業は、小売事業者を主要な得意先としています。

金融業界においては、経済を支えるインフラとしての機能を発揮するために、安定性と安全性が極めて高いITシステムの開発と維持に多大なコストを投じるとともに、金融商品やサービスの開発と並行して、これに対応したシステムの開発が行われています。金融業界におけるITシステムへの投資は、各金融機関の経営戦略の一部であるとともに、差別化や競争力の源泉となるものであります。また、政府や日本銀行からも地域銀行の競争力強化の一環として再編やITインフラに対する投資を支援する方針が示されており、今後、ますますシステム投資は拡大していくものと思われます。このような環境下、金融業界におけるIT部門の重要性が高まっている一方で、十分な知識や経験を有するIT人材の不足が、システム開発プロジェクトを推進する上でのボトルネックになっています。

小売事業者においては、少子高齢化や人口減少等を要因に、店員の成り手の不足や売上の減少等によって店舗の維持が困難になりつつある中、販売機会を拡大し、店舗運営の省人化を図れる技術やソリューションに注目が集まっています。これに加えて、コロナ禍においては、非接触・非対面での販売の実現やウィズコロナを見据えた取り組みが水面下で活発になっています。

このような中、当社は、業界と顧客の経営課題、業務課題を的確に把握し、お客さまの立場に立って、具体的な解決策を示し実行しています。また、IT技術の知見を活かして、これまでに無かった新しい課題解決方法を生み出し、お客さまの業務効率向上とコスト低減を実現するサービスを開発し、提供しています。

コンサルティング事業は、銀行の勘定系システムの更改や統合に関する豊富な経験とノウハウを有しており、金融業界の顧客がITシステムに関するプロジェクトを推進するに際し、プロジェクトマネジメント支援やIT部門支援を通じて、経営戦略から末端業務に至るまで課題を示し、その解決策の実行まで一貫して行っています。これによって、金融業界に求められる高い品質でプロジェクトが完結されることで、当社の支援体制が高く評価され、金融業界内で厚い信頼を獲得しています。

ソリューション事業は、コンサルティングサービスだけでは解決できない経営・業務課題を解決するために、ITと金融業界の業務に対する知見を活かして、お客さまの業務改善やデジタルトランスフォーメーションに資するソリューションを開発し、提供しています。

イノベーション事業は、小売事業者が抱える課題を解決することを目的に、独自開発の人工知能「SPAI」、画像認識技術及び物体追跡技術等を研究し、設置型AI搭載レジ「ワンダーレジ」等の製品を開発し、提供しています。また、レジ無しスルー型決済システム「スーパーワンダー」を開発し、JR東日本スタートアップ株式会社と合併で設立した株式会社TOUCH TO GOにおいて「TTG-SENSE」として製品化し、お客さまへの導入拡大を図っています。

これらの三つの事業セグメントが相互に営業基盤、ノウハウ、お客さまの課題や潜在ニーズ等を共有し、業容の拡大に取り組んでいます。

(3) 成長戦略と対処すべき課題

成長戦略

当社は、世の中の課題やニーズを的確に捉えて、これに応えるサービス・製品を創造し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、着実な成果を生み出すべく事業運営にあっております。

当社が重点的に取り組む世の中の課題	当社の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・急速なデジタルトランスフォーメーション(DX)の広がり ・新型コロナウイルス感染症の感染対策による生活様式の変化 ・少子高齢化、生産年齢人口の減少 ・地方経済の停滞 ・カーボンニュートラルの実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、公共機関の経営・業務課題の解決 ・地域銀行の経営課題をITで解決 ・無人店舗ソリューションの開発・販売 ・無人AIレジの開発・販売 ・独自のAI技術(SPAI)の多様な業種への展開 ・顧客基盤を活かした地方創生

上記に取り組むため、コンサルティング事業及びソリューション事業は、これまでに築いてきた信頼と顧客基盤をベースに安定した成長を志向してまいります。イノベーション事業は、生産性の向上をもたらすサービス・製品を生み出して、新ビジネスの創出と拡大をねらう事業セグメントとして、必要な資金や人材を積極的に投じることとしております。

これらを受けて、各事業セグメントは以下のような活動に取り組んでいます。

- a. 各事業セグメントにおいて、ビジネスの領域を広げる
- b. 顧客基盤やノウハウ、技術等の各事業の強みを組み合わせ、より高い付加価値と新規性のあるサービス・製品を生み出す
- c. オープンイノベーションを通じて、成長の機会を創出する
- d. 中長期的な視点に立った成長投資を実行する

これらの取り組みを推進することで、事業を通じて、様々な社会課題の解決に貢献するとともに、飛躍的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

対処すべき課題

上記の成長戦略を推進するために、以下の三つを主要な課題として認識しております。

a. 人材の確保

多様化する顧客ニーズを素早くキャッチし、これに応え続けるためには、優秀な人材の確保と維持、それらの人物の能力向上が必要です。当社では、継続的に新卒・中途を問わず採用活動に注力するとともに、離職の防止及び能力向上のための諸施策を進めることで、当該課題に対処してまいります。

b. 研究開発、新規サービスの創出

当社が事業拡大に向け力を入れている無人レジは、グローバルに開発競争が激化しています。また、業界や業務内容を問わずDXをキーワードに、様々なサービスや技術が開発されています。当社においては、競合他社との競争に対応しながらお客さまニーズに応え続けるために、当社独自の新規サービスや新技術の開発の加速、並びに提携企業との連携を活用したサービスの拡充等の諸施策を進めることで、当該課題に対処してまいります。

c. 十分な手元資金の確保

成長戦略の実行と創業理念の実現に向けて、機動的かつ十分な資金の確保が重要です。そのため、事業から得られる余剰資金の他、金融機関からの借入や市場からの調達等、柔軟な資金調達施策を通じて当該課題に対処してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気変動リスクについて

当社がコンサルティングサービスを提供する主要得意先である金融機関が、国内外の景気動向等の影響を受けIT投資を抑制した場合、受注案件に対応する職員の稼働率低下が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、金融・公共ソリューション事業部長が適宜、各案件の責任者から既存得意先及び営業先の状況についてヒアリングし、提供及び提案するコンサルティングサービスの内容について指示しております。これによりニーズとのミスマッチを防止し、職員の稼働率低下に対処しております。また、取締役を含む管理職によって構成される経営会議において各案件の状況について活発な議論が行われ、組織的なモニタリングがなされております。

(2) 人材の確保に関するリスク

労働市場における人材獲得の競争激化による人材採用の失敗や人材流出、人材育成計画の未達成等が生じた場合、当社競争力の低下や事業拡大に対する制約、得意先に提供するサービスレベルの低下をもたらし、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、優秀な人材の採用、確保及び育成を全社的に重要な経営課題の一つと定め、コーポレート本部が主管となり採用活動、従業員の定着及び育成に対して優先的に経営資源の投下を行うことで人材に関するリスクに対処しております。

(3) 情報セキュリティリスク

当社の業務遂行にあたり、得意先の機密情報や個人情報を取り扱うことがあります。これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用に重大な影響を与えるとともに、多額の対応費用が発生することにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、情報セキュリティマネジメントの国際標準であるISO27001の認証及びプライバシーマークを取得するとともに、役職員、協力会社(ビジネス・パートナー)等に対し、守秘義務の順守、機密情報や個人情報の厳重な管理を指導すると共に、情報管理を効率的に行うための環境構築を進めることで、情報セキュリティリスクに対処しております。

(4) 委託先管理に関するリスク

当社が受注する業務の一部では、人的資源の制約から協力会社(ビジネス・パートナー)に対し、業務を再委託することがあります。委託先の選定に当たっては、プロジェクト遂行能力等を勘案して選定するとともに優秀な人材の確保を依頼しておりますが、委託先のプロジェクト管理及び人材確保が適切になされない場合には、コストの増加や納期遅延、品質の低下等を招く可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、各部長や現場責任者等が委託先の業務につき、委託先の業務進捗のみならず個々の人材の体調面に至るまでレビューし、適宜情報の共有と問題の明確化及びそれらへの具体的対処にあたることで委託先業務の品質管理を行い、委託先の管理に関するリスクに対処しております。

(5) 代表取締役への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長である蒲原寧は、当社の設立以来、当社の経営方針や戦略決定をはじめ、事業開発、ブランド力向上等において重要な役割を担っております。また、本報告書提出日の前月末現在の当社発行済株式総数の25.82%を所有する筆頭株主でもあります。何らかの理由により蒲原寧に不測の事態が生じて当社の業務を継続することが困難となった場合、または代表取締役社長を退任するような事態が生じた場合には、当社の業績及び財政状態の影響を及ぼす可能性があります。

現時点では、このようなリスクが顕在化する可能性は低いと認識しておりますが、当社では、取締役会及び経営会議等において経営情報の共有を図るとともに、各事業を統轄する取締役、執行役員及び事業部長等へ職務執行の権限委譲を進めています。また、重要な経営方針及び施策等の立案においては、蒲原寧を含めた主要な経営幹部で審議しております。

(6) 法的規制に関するリスク

当社のコンサルティング事業において「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、「労働者派遣法」という。)」で定められた労働者派遣事業に該当するものがあります。労働者派遣法に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当した場合や、法令に違反した場合には当該事業の停止を命じられる可能性があります。また、新たに法規制の緩和や改正等が行われた場合、当社の経営環境に変化をもたらすものであれば、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会が、各事業のコンプライアンスに関してモニタリングすることで、労働者派遣法を含めたコンプライアンス遵守に努めています。また、広く社内でのコンプライアンス違反に関して役職員が相談できる窓口として外部通報窓口を設置し、運用し、法的規制に関するリスクに対処しております。

(7) 研究開発に関するリスク

当社は人工知能(以下、「AI」という)を利用した物体自動認識技術をはじめ、先端ICT(情報通信に関する技術)等を用いた事業の多角化に取り組んでおり、イノベーション事業部がこれらに関する研究開発活動を行っております。AIに関する技術革新のスピードは速く、また競争も激しさを増しているため、今後の研究開発活動の進捗状況や計画遅延の発生等により、当初想定した研究開発費が増加し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、現在、イノベーション事業部において設置型AI搭載レジ「ワンダーレジ」の拡販を推進しており、製品の性能及び機能性向上に関する開発活動を行っております。当事業年度末現在、当該製品の大口販売契約等には至っておらず、イノベーション事業の売上高に対して研究開発費を含めた営業費用が上回っております。当社は、ワンダーレジの将来性に期待しておりますが、今後の事業の進展に際しては、研究開発費の増加、改良の遅延、受注及び販売台数の想定からの大幅な乖離、生産体制及び保守体制構築等の計画遅延、競合製品の出現等、様々な不確実性が伴います。このため、期待どおりに事業が進展しなかった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、イノベーション事業の営業体制を強化、研究開発費の管理強化等を通じて、販売面とコスト管理の強化に取り組んでおります。また、研究開発から生まれた技術を活用した新製品を開発し、イノベーション事業の製品ラインナップの強化を図り、収益源の多様化に取り組んでいます。

(8) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、ストックオプションを付与しております。本報告書提出日の前月末現在、ストックオプションによる潜在株式総数は142,800株であり、発行済株式総数12,644,800株の1.13%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

当社では、毎月、取締役会において財務状態のモニタリングを行い、最適な資本構成について、適宜、検討を行っております。

(9) 保有株式の減損損失に関するリスク

当社は、無人決済店舗システムの事業化を目的とした事業会社を設立し、関係会社株式を保有しております。また、業務提携の強化を目的に投資有価証券を保有しております。これらの株式の実質価額が著しく低下した場合には、減損損失が計上され、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、関連会社に役員を派遣するとともに、月次で業績報告を受け関連会社の財政状態を把握し、減損の兆候を早期に認識し、適切に対処することとしております。また、資本業務提携先に対しては、シナジーの創出に取り組むとともに、株主として議決権の行使を通じて提携先企業の経営に関与することとしております。

(10) 自然災害や感染症に関するリスクについて

大規模な地震、大型台風、風災、水災、津波、大雪、火災等により、当社及び得意先の建物、設備並びに従業員が被災した場合、出勤や業務遂行に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。またインフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が流行した場合にも、従業員の出勤や業務遂行に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの自然災害や感染症の拡大が国内景気の動向や得意先の業績に影響する場合、得意先においてIT当社が抑制されることで、新規プロジェクトの減少や既存プロジェクトの規模の縮小等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現在流行中の新型コロナウイルス感染症による影響はありません。また社内の感染を防ぐため、テレワーク環境の構築、会議のウェブ化、出張の自粛に取り組むとともに、出勤も事業運営上必要な範囲に留めるよう取り組んでいます。また、感染の可能性に関わらず体調の優れない場合には出勤を控える等の対応をしております。従業員が業務において感染者と接触した可能性がある場合は、会社の費用でPCR検査を行い感染拡大防止に努めております。

(11) 重要事象等について

当社は、2020年2月期において、営業キャッシュ・フローはプラスであった一方で、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。2021年2月期は、イノベーション事業において研究開発費が高水準で推移したことや減損損失及びソフトウェア評価損を計上したこと等により営業損失596百万円、経常損失611百万円、当期純損失786百万円となり、営業キャッシュ・フローは601百万円のマイナスとなりました。また、2022年2月期の業績見通しは、コンサルティング事業が堅調に推移する一方で、イノベーション事業において研究開発費等の販売費及び一般管理費として300百万円を計画する結果、営業損失235百万円となり3期連続の営業損失、並びに2期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスを見込んでおります。

これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識していますが、財政面では、事業計画で予定する当面の支出を充たす手元資金を有しており、また、当該事象を解消または改善する以下の施策を実行することで、引き続き、事業継続に支障は生じないと考えることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

イノベーション事業の営業体制の強化

コロナ禍において、店員と買い物客が非対面・非接触で買い物ができるツールとしてワンダーレジの注目が高まるとともに、設置実績の増加に合わせて引き合いや問い合わせが増えています。これを受けて、イノベーション事業では、既存の得意先に対するフォローの充実、新規得意先の開拓及びマーケティングの強化等を目的に営業人員を増強し、ワンダーレジの拡販に取り組んでいます。また、機器販売の知見が豊富な企業との提携も視野に販路拡大の施策を適宜検討しております。これらに加えて、無人レジの開発で培った様々な技術を活かして、多様な業界・業種・店舗形態のニーズに幅広く応える新製品・新サービスの開発にも着手しており、これらを通じて、イノベーション事業の売上拡大と損益の改善を図ってまいります。

研究開発費の管理

当社の研究開発費は、2020年2月期は290百万円(対売上高比13.7%)、2021年2月期は391百万円(同19.2%)となりました。当社は、研究開発活動を将来にわたって企業価値向上を実現するための先行投資と位置付けており、今後も積極的かつ戦略的に研究開発活動に経営資源を投じる方針です。上記の研究開発費は、主にイノベーション事業におけるAIを活用した無人レジ等の研究開発活動に充当しており、これらの活動を通じて新製品・新サービスを生み出し、中長期的に投資資金を回収することとしています。一方で、研究開発費の売上高に占める割合が大きいため、最適な研究開発対象の選択と適切なコスト管理を通じて、事業継続性に与えるリスクをコントロールしてまいります。

安定的な資金管理

2021年2月期末における現金及び預金は1,121百万円であり、事業運営に必要な運転資金は十分に確保しております。また主要取引銀行と当座貸越契約を締結しており、事業決済に必要な資金を迅速に調達できることから、事業継続に支障はないと判断しております。これらに加えて、研究開発や関係会社への投融資資金及び手元流動性の確保を目的に、2020年8月に第8回新株予約権を発行しており、2021年2月期において1,085百万円の調達を行いました。当事業年度末においてこの新株予約権が4,806個(480,600株)残存しており、当事業年度末以降、2021年4月12日をもって全新株予約権の権利行使が完了し、さらに手元資金を積み増しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績・財政状態に関する概況

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2020年4月から急速に停滞しました。その後、持ち直しの動きがあったものの、感染終息の兆しは見え、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当社がコンサルティングサービスやソリューションを提供する金融業界においては、銀行各行は政府による積極的な支援策の下、コロナ禍にある企業の資金繰りを支える一方で、政府から地域銀行の競争力を強化する方針が示され、今後の動向に注目が集まっています。また、イノベーション事業の製品・サービスの主な供給先である小売業界においては、景況感の悪化により個人消費が低迷し、厳しい経営環境が続いています。

このような環境の中、コンサルティング事業では、既存得意先の増員要請に応えるとともに、ソリューション事業と一体となった営業活動を行い、サービスの幅を広げて取引の拡大に取り組んでまいりました。また、ソリューション事業においては、業務改善ソリューションの開発や次世代DXソリューションの企画を推進してまいりました。イノベーション事業では、設置型AI搭載レジ「ワンダーレジ」の開発・拡販に取り組むとともに、保有技術を活用した新製品・新サービスの開発に着手しました。

関連会社の株式会社TOUCH TO GO(以下、「TTG」という。)では、無人決済システム「TTG-SENSE」の開発を推進し、これを利用する無人決済店舗「TOUCH TO GO」を高輪ゲートウェイ駅にオープンしました。その後、株式会社紀ノ國屋の無人決済小型スーパーマーケット「KINOKUNIYA Sutto 目白店」に採用され、2020年10月16日にオープンしました。また、株式会社ファミリーマートと資本業務提携するとともに、TTG-SENSEを導入した「ファミマ!! サピアタワー/S店」が2021年3月31日にオープンしました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高は2,037百万円(前事業年度比4.0%減)となりました。利益面では、人材採用に関する費用や研究開発費の増加により営業損失596百万円(前事業年度は営業損失176百万円)、新株予約権の発行に関する諸費用を計上したことにより経常損失611百万円(前事業年度は経常損失207百万円)、固定資産の減損損失及びソフトウェア評価損を特別損失に計上したこと等により当期純損失786百万円(前事業年度は当期純損失260百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、セグメント利益又は損失はセグメント毎の営業利益又は営業損失であり、また損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(コンサルティング事業)

当社がプロジェクトマネジメントを支援する4行において、勘定系システムの更改・統合が実施され、これに関する支援業務が堅調に推移しましたが、これらのプロジェクトの大半が年末年始に完了したことにより、第4四半期会計期間の売上高は前年同四半期に比べて低調に推移しました。一方で、システム部の支援業務においては引き合いが強く、既存得意先への増員や新規得意先の増加がありました。コンサルティング事業では、これらの需要に対して、主に中途採用や新卒採用の配属により増加した要員で充足し、高品質なコンサルティングサービスを提供してまいりました。これらの結果、通期では、協力会社と合わせて前事業年度並の要員が稼働し、売上高は1,921百万円(前事業年度比1.3%減)、セグメント利益は388百万円(同3.0%減)となりました。

(ソリューション事業)

主にITシステムの構築や投資に関するアドバイザー業務並びにソフトウェアの保守サービスを提供しました。これらのほか、事業性評価サービス等の月次サービスを提供しました。一方で、翌期の受注獲得に向けた営業活動を積極的に推進したことにより販売費及び一般管理費が増加しました。これらの結果、売上高は112百万円(前事業年度比35.9%減)、セグメント損失は118百万円(前事業年度はセグメント損失6百万円)となりました。

(イノベーション事業)

当事業年度においては、ワンダーレジが、北海道新冠町(にいかっぶちょう)の野菜直売所「ナンモダ百貨新冠本店」、J1クラブチームの大分トリニータのホームスタジアム内の飲食売店「トリズキッチン西」、横浜高島屋「hama-pla」で稼働を開始するとともに、横浜高島屋地下食料品フロアの「ベーカリースクエア」への導入が決まり、2021年3月の稼働開始に向けて準備を進めてまいりました。また、第3四半期会計期間よりTTGからロイヤリティを受領しました。研究開発活動については、ワンダーレジの運用に関するシステムの開発及び改良、商品認識機能の強化、決済手段の拡充等に積極的に取り組みました。これらの結果、売上高は3百万円(前事業年度比475.0%増)、セグメント損失は598百万円(前事業年度はセグメント損失395百万円)となりました。

財政状態の状況

(資産)

資産合計は2,149百万円となり、前事業年度末に比べて69百万円増加しました。

流動資産は1,432百万円となり、前事業年度末に比べて14百万円増加しました。これは主に、TTGへの出資及び研究開発活動による支出等の現預金の減少要因があった一方で、新株予約権の行使によって1,088百万円の資金を調達したこと等によるものであります。

固定資産は716百万円となり、前事業年度末に比べて55百万円増加しました。これは主に、固定資産の減損及びソフトウェアの評価損等によって、有形固定資産が61百万円、無形固定資産が158百万円減少した一方で、TTGへの出資により関係会社株式が300百万円増加したことによるものであります

(負債)

負債合計は840百万円となり、前事業年度末に比べて216百万円減少しました。

流動負債は494百万円となり、前事業年度末に比べて177百万円減少しました。これは主に、賞与引当金が20百万円増加した一方で、前受金が161百万円、買掛金が35百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は346百万円となり、前事業年度末に比べて38百万円減少しました。これは主に、社債が20百万円、長期借入金が7百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産合計は1,309百万円となり、前事業年度末に比べて286百万円増加しました。これは主に、当期純損失786百万円の計上により繰越利益剰余金が減少した一方で、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ548百万円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は1,099百万円(前事業年度末に比べて81百万円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、601百万円の支出(前事業年度は79百万円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純損失813百万円を計上するとともに、前受金が161百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、360百万円の支出(前事業年度は510百万円の支出)となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出として300百万円及び投資有価証券の取得による支出として20百万円の資金を支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,043百万円の収入(前事業年度は126百万円の収入)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出97百万円及び配当金の支払い127百万円があった一方で、新株予約権の権利行使による株式の発行による収入1,088百万円により資金が増加したことによるものであります。

(2) 生産、受注及び販売の状況

生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	1,824,964	10.6	204,120	32.1
ソリューション事業	270,885	102.9	226,827	232.4
イノベーション事業	12,016	735.5	10,281	464.9
合計	2,107,866	3.1	441,229	19.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	1,921,541	1.3
ソリューション事業	112,297	35.9
イノベーション事業	3,555	475.0
合計	2,037,394	4.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ジェーシービー	363,700	17.1	374,760	18.4
アセットマネジメント One株式会社	418,323	19.7	337,172	16.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成していますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、それが資産・負債及び収益・費用の数値に反映されております。

これらの見積りについては、継続評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が会計上の見積りに与える影響については、当事業年度末時点において事業活動に重要な影響を与えていないことから、当社に与える影響は軽微であり、重要な影響はないものとして見積りを行っております。

当社の財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しておりますが、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下であります。

(固定資産の減損)

当社は保有する固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額された金額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の判定及び回収可能価額の前提となる将来キャッシュ・フローについては、一定の仮定を置いて算出しています。そのため、今後の経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローへの重要なマイナスの影響がある場合には、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無の判断)

当社は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無の判断にあたり、貸借対照表日の翌日から1年間のキャッシュ・フローを見積っております。経営環境の変化等により将来のキャッシュ・フローが大幅に変動した場合、当該不確実性の判断に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績の分析

a. 売上高

イノベーション事業では、ワンダーレジの設置台数が増加したことにより、売上高が増加しました。一方で、コンサルティング事業では、受注が、上期は前期に比べて堅調に推移しましたが、1月初旬に勘定系システムの更改・統合プロジェクトの完了が集中したため、第4四半期会計期間の売上高は前期に比べて減少しました。また、ソリューション事業において、前事業年度にバッチ処理高速化ソリューション「ユニケージ」の開発が完了して以降、小規模なプロジェクトの受注に留まっております。これらを要因に売上高は、前期比4.0%減の2,037百万円となりました。

b. 売上原価及び売上総利益

コンサルティング事業及びソリューション事業では、主に従業員が増加したことにより、パートナー企業への外注費が減少したことで売上原価が減少しました。一方で、イノベーション事業では、ワンダーレジのソフトウェアの減価償却費が増加しました。これらを要因に、売上原価は前期比2.1%減の1,535百万円、売上原価は減少したものの、減収により売上総利益は前期比9.4%減の501百万円となりました。

c. 販売費及び一般管理費及び営業損失

研究開発費が前期に比べて101百万円増加しました。また、採用活動を積極的に進めたことにより、採用活動や研修に関する費用が増加しました。これらの結果、販売費及び一般管理費は前期に比べて50.5%増の1,098百万円となり、営業損失596百万円となりました。

d. 営業外損益及び経常損失

第8回新株予約権の発行に関する諸費用を営業外費用に計上しました。この結果、経常損失は611百万円となりました。

e. 特別損失

ソリューション事業及びイノベーション事業の収益性の低下等により、両事業の固定資産に対して減損損失52百万円を計上しました。またイノベーション事業で開発した市場販売目的のソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額をソフトウェア評価損として122百万円計上しました。これらの結果、特別損失は202百万円となりました。

f. 当期純損失

主に、法人税等還付を受けたこと等により、当期純損失は786百万円となりました。

キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの概況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社の営業活動に関する資金需要のうち主なものは、コンサルティング業務やソリューション開発に従事する従業員の件費、パートナー企業への委託料、販売及び営業活動によるものであります。また、当社の投資活動に関する資金需要のうち主なものは、研究開発活動、関係会社への投融資及び資本業務提携に伴う株式投資等であり、これらの資金は、主に営業活動で得られた資金及び手元資金により充当することを基本方針としておりますが、必要に応じて金融機関からの借入や社債の発行、資本市場からの調達をすることがあります。

当事業年度においては、当期純損失786百万円、営業活動によるキャッシュ・フロー601百万円のマイナスを計上しましたが、金融機関から借入、新株予約権の発行及びその権利行使による資金調達を行いました。これらの結果、当事業年度末時点の現金及び現金同等物の残高は1,099百万円、自己資本比率60.8%、流動比率289.9%となり、事業の円滑な運営に必要な流動性を十分に確保しております。また、複数の金融機関との間で借入枠を有しており、緊急時の流動性を確保しております。これらにより、当社の事業運営や成長に向けた投資資金は適切に調達することが可能であります。

なお、当事業年度末以降、第8回新株予約権の権利行使が行われ、506百万円の資金を調達しております。

次期の経営方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、引き続き日本経済の先行きに影響を及ぼすと同時に、生活様式の変化や急速なDX化等をもたらしており、当社を取り巻く環境は大きく変化し続けると考えられます。当社においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が事業に与える影響は限定的であるものの、引き続き感染対策を徹底するとともに、環境の変化で生まれた新しいニーズを素早く取り込みながら事業運営にあたっていく方針です。

このような環境の下、コンサルティング事業は、システム部の支援業務が引き続き堅調に推移する見込みです。また、銀行、クレジットカード及び投資運用業界等に加えて、新たに保険業界に対するコンサルティングサービスの提供体制を拡充するとともに、人材の育成を促進し、次の成長に向けた準備に取り組んでまいります。

ソリューション事業は、コンサルティング事業で育んだ信頼と顧客基盤を活かすとともに、コンサルティング事業と一体となった営業活動を通じて、課題解決のためのソリューションを提供してまいります。この一環として、次世代DXソリューションの受注獲得を目指してまいります。

イノベーション事業は、ワンダーレジの拡販を通じて、小売店の非接触・非対面に関するニーズに応えてまいります。また、独自開発の人工知能「SPAI」をはじめ、蓄積してきた技術やノウハウを活かして、企業の生産性向上や課題を解決する製品・サービスの開発に取り組んでまいります。

これらの結果、2022年2月期の業績見通しは、売上高は2,170百万円(前事業年度比6.5%増)、利益面では、支出の見直しやコスト削減に努める一方で、イノベーション事業において研究開発費等の販売費及び一般管理費300百万円を計画することから、営業損失235百万円(前事業年度は営業損失596百万円)、経常損失238百万円(前事業年度は経常損失611百万円)、当期純損失は258百万円(前事業年度は当期純損失786百万円)を計画しています。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

合併契約

相手先	契約の内容	出資額	合併会社名	設立年月
JR東日本スタートアップ株式会社	無人決済店舗システム及びサービスの企画、設計、開発、保守・販売に関する合併契約	当社 600,000千円 JR東日本スタートアップ株式会社 600,000千円	株式会社 TOUCH TO GO	2019年7月

5 【研究開発活動】

当社は、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓くことを使命としており、使命達成のための活動の一つとして研究開発活動を行っております。

当社の研究開発活動は、イノベーション事業において人工知能(AI)やディープラーニング等の最先端技術の応用を中心に推進されております。

現在取り組んでいる主要課題は、「物体自動認識技術」であり、具体的な研究開発内容及び研究成果は以下のとおりであります。

なお、当事業年度の研究開発費は、391,909千円となっております。

(1) 研究開発内容

機能

対象となる物体を撮像した画像等のビッグデータを入力し、ディープラーニングを用いて学習モデルを作成することで、コンピューターが物体を自動認識する技術を開発しております。

用途等

同技術により、小売店舗の人手不足の解消や買物客のレジ待ち時間短縮を目指す「ワンダーレジ」の研究開発を行っております。さらに、小売業界向け以外にも、画像認識技術を利用した物流・人流認識や重量センサーを使用した在庫管理等、人間の認識能力が生産性の限界となっている様々な分野への応用に向けて、研究開発を実施しております。

当事業年度の主な活動

画像認識の性能向上のみならず、製品UIの向上やクラウド基盤の構築、量産に適した仕様・設計変更、決済手段の拡充といった、ワンダーレジの販売、供給に向けた課題解決のための研究開発活動を行いました。

また、ワンダーレジの営業活動の過程で把握したニーズを集約し、安価であり、かつ導入に当たってのハードルが低い「EZレジ」開発の着手、推進を実施致しました。

(2) 研究開発成果

以上の研究開発活動成果として、日本国内で2件の特許を取得致しました。

なお、提出日現在、6つの施設にワンダーレジを導入済みであります。

また、当社の関連会社である株式会社TOUCH TO GOから、レジ無しスルー型決済システム「スーパーワンダー」の技術の使用許諾に関するライセンスフィーを受領しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は、52千円であり、その主なものは、実証実験で使用する無人AIレジの製作及びAI等のソフトウェアの開発等によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

2021年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	その他無形 固定資産	合計	
本社 (東京都中央区)	コンサルティング事業 ソリューション 事業 イノベーション 事業 全社(共通)	本社設備、 開発設備、 ソフトウェア等	1,387	51	13,450	39,529	54,419	135

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. その他無形固定資産は、ソフトウェア仮勘定であります。
 4. 本社の建物は賃貸物件であり、年間賃借料は60,056千円であります。
 5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,600,000
計	35,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,104,200	12,644,800	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	12,104,200	12,644,800	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2011年4月22日	2012年2月23日	2016年7月25日	2016年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 1	当社取締役 1 当社従業員 43	当社取締役 4	当社従業員 75
新株予約権の数(個)	10[-](注)2	146(注)2	50[-](注)2	211(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,000[-] (注)1、2	普通株式 58,400 (注)1、2	普通株式 20,000[-] (注)1、2	普通株式 84,400 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19(注)1、3	19(注)1、3	42(注)1、3	42(注)1、3
新株予約権の行使期間	自 2011年6月24日 至 2021年6月23日	自 2014年2月23日 至 2022年2月22日	自 2018年5月23日 至 2026年5月22日	自 2018年5月23日 至 2026年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19(注)1 資本組入額 9.5	発行価格 19(注)1 資本組入額 9.5	発行価格 42(注)1 資本組入額 21	発行価格 42(注)1 資本組入額 21
新株予約権の行使の条件	(注)4			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要する。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5			

当事業年度末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在(2021年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。なお、第3回新株予約権は2021年4月9日をもって、第6回新株予約権は2021年4月2日をもって全ての権利行使が完了いたしました。

(注) 1. 2011年12月17日の取締役会決議により、2012年1月7日に1株を10株とする株式分割、2017年7月18日の取締役会決議により、2017年7月31日に1株を100株とする株式分割、2018年1月15日の取締役会決議により、2018年3月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は第3回新株予約権は4,000株、第4回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権は400株であります。
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間、及び上場から6ヶ月が経過する日までの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人への相続は1回に限り認めるものとし、相続人は新株予約権の行使が出来るものとする。

5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案の上、第1項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を助案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第1号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2020年8月4日開催の取締役会決議に基づき2020年8月20日に発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第8回新株予約権(2020年8月20日発行)	
決議年月日	2020年8月4日
新株予約権の数(個)	4,806 []
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 480,600 []
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1,264 (注)4
新株予約権の行使期間	2020年8月21日～2022年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,570,000株、割当株式数(「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数(1)」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)」に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を「東証終値」という。)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に「(注)2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質(2)」に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初885円とする。ただし、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

1,570,000株(2020年2月29日現在の発行済株式総数に対する割合は14.38%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

1,397,912,300円(「(注)2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質(4)」に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする下記の条項が設けられている。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

当社は、2022年8月22日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,570,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数(2)乃至(5)」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」の規定に従って行使価額の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」及び「」による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) e.」に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)」に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,264円とする。ただし、行使価額は「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(3)又は(4)」に従い、修正又は調整される。

(3) 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が885円(以下「下限行使価額」といい、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

a. 「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式

を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

c. 「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) b.」に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

e. 「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) a.乃至c.」の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) a.乃至c.」にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) b.」の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) 」の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

a. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) 」の規定にかかわらず、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4) 」に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(3)」に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)

e.」に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行

使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当先であるいちよし証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結した本割当契約において、下記の内容について合意した。

(1) 行使許可条項

本新株予約権には、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、割当先は本新株予約権を行使できる旨が定められた行使許可条項が付与されており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を総合的に勘案し、当社の裁量により割当予定先に対して行使許可を行うかどうかを判断することができる仕組みとなっている。

なお、当社が割当先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結した本割当契約には、下記の内容が含まれる。

割当予定先は、本割当契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書を提出し、これに対し当社が書面(以下「行使許可書」という。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間(以下「行使許可期間」という。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ、本新株予約権を行使できる。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができるが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき割当先が本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできない。

当社は、行使許可を行った後、行使許可期間中に当該行使許可を取り消す旨を割当先に通知することができ、この場合、通知の翌々取引日から、割当予定先は当該行使許可に基づく本新株予約権の行使ができなくなる。

当社は、行使許可を行った場合又は行使許可を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示する。

(2) 本新株予約権の買入請求条項

割当先は、本新株予約権の発行後、2020年8月21日から2022年7月7日までのいずれかの5連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが本新株予約権の下限行使価額を下回った場合、又は2022年7月8日以降2022年8月8日までの間はいつでも、当社に対して通知することにより本新株予約権を買い取ることが請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権1個につきその払込金額と同額を支払うことにより割当予定先が保有する本新株予約権を買い取る。

7. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容

割当先であるいちよし証券株式会社は、本新株予約権に関して、本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、道しるべ株式会社は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先であるいちよし証券株式会社への貸株を行う。

9. その他の投資の保護を図るために必要な事項

(1) 割当先による行使制限措置

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合(以下「制限超過行使」という。)には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限します(割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む。)

割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されております。

	第4四半期会計期間 (2020年12月1日から 2021年2月28日まで)	第14期 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,875	10,894
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	287,500	1,089,400
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	908.73	1,000.16
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	261,260	1,089,570
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	10,894
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,089,400
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,000.16
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	1,089,570

(注) 第8回新株予約権は、2021年4月12日に全ての権利行使が完了しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年6月27日 (注) 1	2,100	21,400	8,400	108,400	8,400	27,900
2016年7月29日 (注) 2	160	21,560	1,600	110,000	1,040	28,940
2016年8月31日 (注) 1	900	22,460	3,600	113,600	3,600	32,540
2017年7月31日 (注) 3	2,223,540	2,246,000	-	113,600	-	32,540
2017年11月20日 (注) 4	190,000	2,436,000	192,280	305,880	192,280	224,820
2017年12月14日 (注) 5	46,500	2,482,500	47,058	352,938	47,058	271,878
2018年3月1日 (注) 6	7,447,500	9,930,000	-	352,938	-	271,878
2018年5月1日～ 2019年2月28日 (注) 1	800,800	10,730,800	8,934	361,872	8,934	280,812
2019年3月1日～ 2020年2月29日 (注) 1	185,600	10,916,400	3,042	364,914	3,042	283,854
2020年3月1日～ 2021年2月28日 (注) 1	1,187,800	12,104,200	548,959	913,874	548,959	832,814

(注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先	奥井 裕介	普通株式	40株
	西島 康隆	普通株式	40株
	笠置 哲敬	普通株式	40株
	西島 雄一	普通株式	40株

発行価格 2,640千円(1株当たり16,500円)

資本組入額 1,600千円(1株当たり10,000円)

3. 株式分割(1:100)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格 418,000千円(1株当たり2,200円)

引受価額 384,560千円(1株当たり2,024円)

資本組入額 192,280千円(1株当たり1,012円)

5. オーバーアロットメントに伴う有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 94,116千円(1株当たり2,024円)

資本組入額 47,058千円(1株当たり1,012円)

6. 株式分割(1:4)によるものであります。

7. 2021年3月1日から2021年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が540,600株、資本金が255,189千円及び資本準備金が255,189千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	15	30	44	34	13	5,848	5,984	-
所有株式数(単元)	-	5,482	5,428	16,791	1,916	80	91,293	120,990	5,200
所有株式数の割合(%)	-	4.53	4.49	13.88	1.58	0.07	75.45	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2021年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
蒲原 寧	東京都港区	3,265	26.98
道しるべ株式会社	東京都港区麻布十番1丁目5番10号	1,600	13.22
奥井 裕介	東京都江東区	1,072	8.86
西島 康隆	東京都江東区	352	2.91
武田 陽三	埼玉県蕨市	326	2.70
小阪 健雄	東京都文京区	260	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	218	1.81
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	177	1.47
蓮沼 和彦	東京都新宿区	152	1.26
在賀 良助	東京都品川区	146	1.21
計	-	7,571	62.55

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 前事業年度末において主要株主であった奥井裕介は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,099,000	120,990	単元株式数は100株であります。権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 5,200	-	-
発行済株式総数	12,104,200	-	-
総株主の議決権	-	120,990	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業拡大や経営基盤強化のために内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績等を総合的に判断して利益配当を実施していく方針であります。

当社は年1回の配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は取締役会決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

第13期に係る剰余金の配当につきましては、継続的な配当を実施していく方針に基づき、1株当たり2円50銭としておりました。しかしながら、第14期に係る配当につきましては、繰越利益剰余金がマイナスとなったことから、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。今後、コンサルティング事業及びソリューション事業の収益拡大並びにイノベーション事業の成長を通じて、収益力の強化と財務体質の改善を図り、早期の復配を目指してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の安定的な向上と株主や取引先等のステークホルダーを始め、社会一般からも信頼される企業となるべく、法令遵守の徹底とコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけております。そのために、今後更に精度の高い法令遵守体制の確立と、経営環境の変化に適切かつ機動的に対応できる組織並びにすべてのステークホルダーに対して公正かつ透明性の高い意思決定プロセスの導入を図ってまいり所存です。

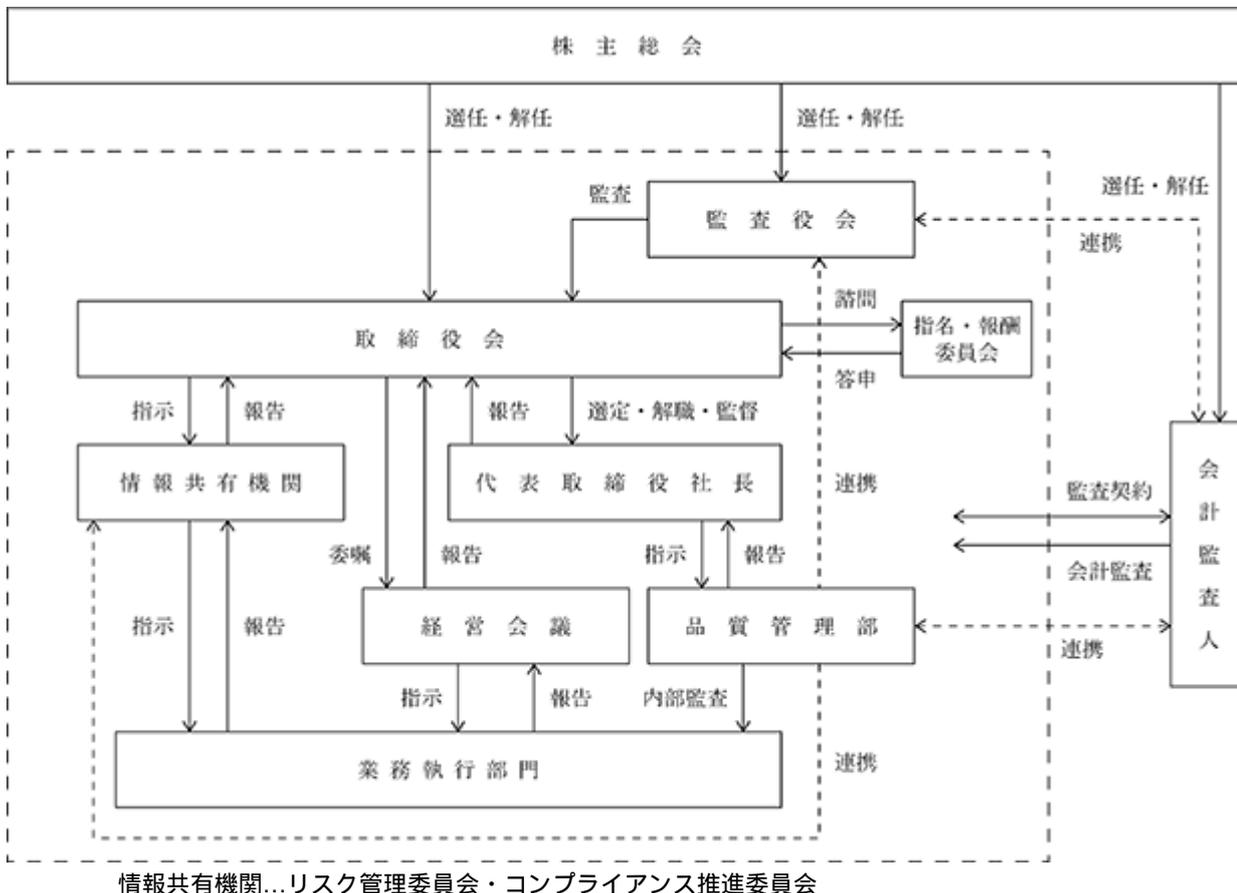
企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

a. 会社の機関の基本説明

当社は、監査役会設置会社であり、取締役7名(うち、社外取締役2名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成しております。また、代表取締役社長直轄の独立機関として内部監査担当部署である品質管理部を設置しております。そのほか、経営監督機能を強化、業務執行の迅速化を目的に、経営会議や各種機関を設置しております。

当社は、事業規模と事業内容等を考慮した結果、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適切に、かつ効率的に機能していると考えております。

当社の業務執行・監査及び内部統制の仕組みは、以下のとおりであります。



b. 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役5名及び社外取締役2名で構成されており、社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しております。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会には監査役3名(うち、社外監査役2名)も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しております。

c. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名で会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たしております。

監査役会は毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催されており、その他、監査役は取締役会や経営会議等会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めております。

監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しております。

d. 経営会議

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に属する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うため経営会議を設置しております。経営会議は常勤取締役及び部長以上の者で構成されており、常勤監査役は任意により出席できるものとしております。毎月1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しております。

e. 指名・報酬委員会

当社は、取締役、監査役及び執行役員の指名及び報酬等の決定プロセスの透明性、客観性及び説明責任を強化するために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役(うち半数以上は社外取締役)で構成し、委員長を含む委員の過半数を社外取締役が占めることで、取締役、監査役及び執行役員の報酬決定のプロセスの透明性、客観性を確保しております。また、指名・報酬委員会は取締役会並びに代表取締役社長に対して、取締役、監査役及び執行役員の人事並びに役員報酬の構成を含む役員報酬の方針、役員報酬の決定手続き、各取締役の報酬額並びに株主総会に付議する取締役及び監査役報酬議案について審議、答申しております。

f. 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化と機動性の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員には、取締役の指示と監督の下、責任をもって職務を遂行できる有能な人材を登用することとしており、その選任、解任及び担当職務は、取締役会によって決定しております。

g. 品質管理部(内部監査)

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のみならず、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的実施しております。監査役、監査役法人及び品質管理部がそれぞれ独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たすとともに、監査の有効性を高めるために四半期及び期末決算期においては、十分な意見交換を行い日常的な連携を重視し、適宜、互いの監査内容の報告をする等、積極的な連携に努めております。

h. コンプライアンス推進委員会(情報共有機関)

当社は、コンプライアンス規程を制定し、取締役会直轄のコンプライアンス推進委員会を設置して、コンプライアンス体制の構築・維持に努めております。内部監査担当は、コンプライアンス推進委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しており、これらの活動は定期的に取り締り会及び監査役会に報告されております。また、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として社内内部通報窓口をコンプライアンス推進委員会事務局内に設置しております。

i. リスク管理委員会(情報共有機関)

当社は、取締役会及びリスク管理委員会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めており、内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

j. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役及び社員に期待する行動指針の一つとして内部統制基本方針を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成しております。また、コンプライアンス規程を制定し、取締役会直轄のコンプライアンス推進委員会を設置して、コンプライアンス体制の構築・維持に努めております。内部監査担当は、コンプライアンス推進委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しており、これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されております。また、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として社内内部通報窓口をコンプライアンス推進委員会事務局内に設置しております。

なお、当社の内部統制基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (c) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (e) 財務報告の適正性を確保するための体制
- (f) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
- (g) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i. 主な機関の議長・委員長及び構成員

機関の名称	構成員
取締役会	代表取締役社長 蒲原寧(議長) 取締役 西島康隆、西島雄一、富澤一憲、笠置哲敬 社外取締役 植田俊道、小林弘明 常勤監査役 奥井裕介 社外監査役 石黒和彦、藤宮宏章
監査役会	常勤監査役 奥井裕介(議長) 社外監査役 石黒和彦、藤宮宏章
指名・報酬委員会	社外取締役 小林弘明(委員長) 代表取締役社長 蒲原寧 社外取締役 植田俊道
コンプライアンス推進委員会	代表取締役社長 蒲原寧(委員長・推進責任者) 取締役 西島雄一(事務局・推進副責任者)
リスク管理委員会	取締役 西島雄一(委員長) 代表取締役社長 蒲原寧 取締役 西島康隆、富澤一憲、笠置哲敬 社外取締役 植田俊道、小林弘明

リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会及びリスク管理委員会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めております。内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは特別決議要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役及び監査役との責任限定契約

会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定め、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。これに基づき、当社は植田俊道、小林弘明、石黒和彦及び藤宮宏章との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

役員等賠償責任保険(D&O保険)の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者は取締役及び監査役の全員並びに執行役員等重要な使用人であります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	蒲原 寧	1965年12月20日	1988年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年10月 株式会社UFJ日立システムズ(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 出向 プロダクト開発第6部長 2004年4月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 出向 ITプラットフォーム部長 2005年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) システム部次長 2007年3月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2019年8月 イノベーション事業管掌	(注) 3	3,265,200
専務取締役 金融・公共ソリューション事業部長 兼 公共コンサルティング部長	西島 康隆	1970年12月7日	1995年4月 三和システム開発株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 入社 2001年5月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社(現 日本アイ・ピー・エム株式会社) 入社 2002年10月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社(現 フューチャー株式会社) 入社 2005年7月 日本振興銀行株式会社 入行 2007年11月 当社 入社 2008年5月 当社 取締役 グローバルITソリューション事業部長 2010年5月 金融統括役員 2011年11月 当社 常務取締役 2013年3月 金融システム事業部長 2018年5月 当社 専務取締役(現任) 2019年10月 金融・公共ソリューション事業部長(現任) 2021年5月 金融・公共ソリューション事業部公共コンサルティング部長(現任)	(注) 3	376,800
常務取締役 コーポレート本部長	西島 雄一	1970年2月4日	1993年3月 株式会社電通計算センター(現 株式会社電通マネジメントサービス) 入社 1999年7月 株式会社スプートニク 取締役 2002年12月 オンコセラピー・サイエンス株式会社 入社 2008年3月 セルジェンテック株式会社 入社 2009年8月 アルプラスト株式会社 入社 2010年8月 アンジェスMG株式会社 入社 2012年11月 当社 入社 2012年12月 総合企画部長 2013年5月 当社 取締役 コーポレート本部長(現任) 2017年5月 品質管理部長 2019年5月 当社 常務取締役(現任)	(注) 3	16,000
常務取締役 イノベーション事業統轄	富澤 一憲	1969年3月27日	1991年4月 株式会社アクセス通信(現 株式会社アクセスプログレス) 入社 2001年10月 同社 取締役 セールスプロモーション事業部長 2005年10月 株式会社アクセスコーポレーション(現 株式会社アクセスプログレス) 取締役常務執行役員 学校広報事業部長 2006年10月 同社 経営企画室長 2007年10月 同社 取締役専務執行役員 事業本部長 2009年10月 株式会社アクセスヒューマネクスト(現 株式会社アクセスネクステージ) 代表取締役社長 2020年8月 当社 入社 当社 執行役員 イノベーション事業統轄(現任) 2021年5月 当社 常務取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 金融・公共ソリューション事業部副事業部長 兼 カードソリューション部長 兼 ソリューション事業創造部長	笠置 哲敬	1973年2月21日	1996年4月 大和設計株式会社 入社 1998年1月 株式会社理研コムネット 入社 2007年4月 当社 入社 2011年6月 金融システム事業部カードソリューション部長 2013年3月 金融システム事業部IT基盤コンサルティング部長 2015年5月 当社 取締役(現任) 2015年7月 ソリューション事業部長 2019年10月 金融・公共ソリューション事業部副事業部長(現任) 2020年3月 金融・公共ソリューション事業部カードソリューション部長(現任) 2021年3月 金融・公共ソリューション事業部ソリューション事業創造部長(現任)	(注)3	16,000
取締役	植田 俊道	1967年7月10日	1990年10月 中央新光監査法人 入所 1996年10月 大和証券株式会社(現 大和証券株式会社) 入社 1999年10月 株式会社ラルク 取締役 2008年3月 アンジェスMC株式会社 管理担当執行役員 2012年9月 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー 2013年3月 サンバイオ株式会社 社外監査役(現任) 2017年5月 当社 取締役(現任) 2020年12月 株式会社ホンキョトク 代表取締役(現任)	(注)3	-
取締役	小林 弘明	1954年3月23日	1977年4月 株式会社泉州銀行(現 株式会社池田泉州銀行) 入行 2003年2月 同行 事務統括部長 2007年5月 同行 執行役員 2007年6月 同行 取締役執行役員 2009年10月 株式会社池田泉州ホールディングス 執行役員 2010年5月 株式会社池田泉州銀行 常務取締役 事務システム副本部長 事務統括部長 2011年6月 株式会社池田泉州ホールディングス 執行役員 システム統合担当 2012年6月 株式会社池田泉州銀行 専務執行役員 事務システム本部長 2014年6月 同行 監査役 2018年7月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	奥井 裕介	1970年7月27日	1993年4月 株式会社三和銀行(現 三菱UFJ銀行) 入行 2008年4月 当社 入社 2008年5月 当社 取締役 総合企画部長 2009年11月 IT基盤コンサルティング部長 2012年3月 ビジネス開発部長 2013年3月 金融システム事業部副事業部長 2013年5月 品質保証部長 2013年10月 金融システム事業部金融システム第2部長 2016年4月 事業性評価サービス部長 2016年11月 金融システム事業部カードソリューション部長 2019年5月 リスク管理担当 2019年8月 金融システム事業部副事業部長 2019年10月 金融・公共ソリューション事業部副事業部長 2020年6月 総務人事管掌 2021年5月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	1,020,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	石黒 和彦	1957年12月2日	1980年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2001年4月 株式会社ユーフィット(現 TIS株式会社) 出向 取締役 2004年4月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 出向 同社取締役 2006年3月 同社 常務取締役 2009年5月 株式会社セブン銀行 入行 同行執行役員システム部長 2010年6月 同行 取締役執行役員システム部長 2013年6月 同行 取締役常務執行役員システム部長 2014年4月 同行 取締役常務執行役員 2016年6月 同行 取締役専務執行役員 2019年5月 当社 監査役(現任) 2020年6月 株式会社セブン銀行 常勤監査役(現任)	(注) 4	1,000
監査役	藤宮 宏章	1947年1月31日	1969年4月 ユニチカ株式会社 入社 1978年12月 株式会社東洋情報システム(現 TIS株式会社) 入社 1994年6月 同社 取締役西日本システム販売事業部名古屋支社長 1999年6月 同社 常務取締役金融・カード事業統括本部 金融・カード第2事業部長 2002年6月 コマツソフト株式会社(現 クオリカ株式会社) 代表取締役副社長 2004年4月 クオリカ株式会社 代表取締役社長 2008年4月 TIS株式会社 代表取締役社長 2011年4月 同社 代表取締役会長 2014年4月 株式会社フジ総研 代表取締役社長(現任) 2016年9月 ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役(現任) 2020年5月 当社 監査役(現任)	(注) 4	1,000
計					4,696,000

- (注) 1. 取締役植田俊道及び小林弘明は、社外取締役であります。
2. 監査役石黒和彦及び藤宮宏章は、社外監査役であります。
3. 2021年2月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年2月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割を果たすことが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

社外取締役である植田俊道は、公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っています。同氏が有する高度な見識と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに大きな役割を果たすと判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役である小林弘明氏は、金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っています。同氏が有する高度な見識と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに大きな役割を果たすと判断し、社外取締役として選任しております。

社外監査役である石黒和彦氏は、金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と知見を有していることに加えて、金融機関において監査役を務めています。同氏の豊富な経験と高度な見識によって、客観的かつ公正な立場から業務執行に対する適切な監査を行ってもらえるかと判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役である藤宮宏章は、長年にわたり情報サービス産業企業の事業運営に携わっており、企業経営のトップとしての高い見識とITサービス事業を統率する豊富な経験を有しています。同氏の豊富な経験と高度な見

識によって、客観的かつ公正な立場から業務執行に対する適切な監査を行ってもらえると判断し、社外監査役として選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の独立性については、社外監査役の石黒和彦は当社株式1,000株、藤宮宏章は当社株式1,000株をそれぞれ保有しておりますが主要株主ではなく、それ以外に、当社と社外役員との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないため、一般株主と利益が相反しないと判断しており、独立性は確保されているものと考えております。

社外取締役又は社外監査役による監査又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、社内出身者とは異なる経歴・知識・経験等に基づき、より広い視野から、会社の重要な意思決定に参加し、その決定プロセスについて確認・助言を行い、経営陣に対する実効的な監視監督を行っております。社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を求め、中立の立場から客観的な監査意見を表明することで、より実効的な監査役監査を行っており、その高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

各監査役は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査人及び内部統制部門からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しております。社外監査役、内部監査人、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名で構成されております。常勤監査役の奥井裕介は、取締役としてコンサルティング事業及びイノベーション事業の事業運営に携わってきたほか、総務人事管理及びリスク管理担当を経験してきており、当社の事業運営やガバナンスに関して豊富な知見を有しております。社外監査役の石黒和彦および藤宮宏章は、長年にわたり会社経営に関与した経験があり、経営管理や内部統制に関して高い見識を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。当事業年度における各監査役の監査役会の出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤社外取締役	小松 清	15回中15回 (100%)
社外監査役	石黒 和彦	15回中15回 (100%)
社外監査役	藤宮 宏章	11回中11回 (100%)

(注) 社外監査役 藤宮宏章の監査役会出席状況は、2020年5月28日の就任以降に開催された監査役会を対象としております。

監査役会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

- ・ 監査方針、監査計画及び業務分担
- ・ 会計監査人からの監査実施報告の聴取とそれに基づく会計監査人の職務執行状況評価、会計監査人候補の選定、会計監査人の監査報酬
- ・ 内部監査担当者との定期的な意見交換・情報交換で把握された経営管理上のリスクとその対応
- ・ 監査役会の監査報告書、監査役選任議案
- ・ 監査役職務執行状況
- ・ 取締役会議題の事前確認
- ・ その他必要に応じて実施された監査項目

常勤監査役及び社外監査役の主な活動としては、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、経営会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じた取締役の業務執行の監査の他、不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査担当者との意見及び情報の交換を行っております。更に監査役は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるとともに情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるた

めの取り組みを行っております。

内部監査の状況

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部門である品質管理部(専任1名)が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のみならず、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的実施し、監査結果を社長へ報告しております。

また、品質管理部は、各監査役に対して内部監査の結果等の各種報告を通じて、意思疎通を十分に図って連携するとともに、内部監査担当者と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。これらを通じて、各監査役、内部監査部門及び会計監査人の三者は、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受けております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間で特別な利害関係はありません。

業務を執行する公認会計士の氏名

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 篠崎 和博
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 山本 哲也
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤 和充

b. 継続監査期間

2011年以降

c. 会計監査業務に係る補助者の構成

- ・公認会計士 5名
- ・その他 1名

d. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査役監査基準に準拠し、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性、品質管理体制、また監査報酬が合理的かつ妥当であるかなどを総合的に判断し選定しています。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、日本監査役協会の実務指針に準拠し、監査法人の当社事業への理解、品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬、執行部門及び経営者とのコミュニケーション等の観点から総合的に評価しています。その結果、有限責任 あずさ監査法人は会計監査人として適格であると評価しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,000	-	25,000	-

(注) 監査証明業務に基づく報酬については、当事業年度において、上記以外に前事業年度に係る追加報酬が5,000千円あります。

b. 公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査証明業務に係わる人員数、監査日数等を勘案した上で、決定しております。なお、監査公認会計士等の独立性を確保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては、監査役の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査状況、監査計画書及び報酬の見積書を確認し、監査証明業務に係わる人員数、監査日程等を勘案して検討した結果、会計監査人の報酬に同意しています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

a. 役員の報酬等の方針

当社は、創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を実現するために、当社の「使命」の実践を通じて社会問題やお客さまの経営課題を解決することによって、中長期的に企業価値を創造し、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。役員報酬はこの理念の達成と中長期的な企業価値向上の重要な動機付けとして機能するよう、取締役の報酬については、基本報酬と譲渡制限付株式報酬を採用しています。監査役の報酬については、独立した立場から取締役の職務執行を監督するという役割を鑑み、基本報酬のみとしております。

報酬の水準は、外部機関による資料を参考にしながら、企業価値向上のインセンティブとして機能する水準としております。

なお、当社は、事業ごとに収益環境が大きく異なるとともに、各役員が全事業の業容拡大と収益性向上に向けて協力し、目標を共有するために、賞与などの短期的な業績に基づく報酬を定めておりません。

b. 取締役の報酬

(a) 基本報酬

取締役による堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、各取締役の役割、職責、実績に応じて、月額固定の金銭報酬として支給します。

(b) 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬を支給します。

譲渡制限付株式報酬の報酬額は、業績、財政状態及び経営環境等を勘案の上、各取締役の役割、職責、実績に応じて、基本報酬の20%を上限としております。

(譲渡制限付株式報酬制度の概要)

取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとし、これにより発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内(うち社外取締役分は年6,500株以内。)とする。ただし、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償

割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものとする。また、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該割当てを受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定します。

本制度による譲渡制限付株式の割当てに当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式を、以下「本割当株式」という。)

イ．譲渡制限期間

取締役は、本割当株式の払込期日より5年以上で当社取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

ロ．退任又は退職時の取扱い

取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

ハ．譲渡制限の解除

上記「イ．譲渡制限期間」の定めにかかわらず、当社は、取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記「ロ．退任又は退職時の取扱い」に定める正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記「ロ．退任又は退職時の取扱い」に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ニ．組織再編における取扱い

上記「イ．譲渡制限期間」の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ホ．その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

c. 監査役の報酬

(a) 基本報酬

各監査役の経験、見識や役職等に応じて、月額固定の金銭報酬を支給します。

d. 役員の報酬等に関する株主総会決議年月日と決議内容

(a) 基本報酬

取締役に対して、2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)(但し、使用人分給与は含まない)とする旨の承認を受けています。なお、2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、当該報酬に関する議案を上程した時に対象となった取締役は7名(うち社外取締役2名)です。

監査役に対して、2009年4月28日開催の第2回定時株主総会において年額20百万円以内とする旨の承認を受けています。なお、2009年4月28日開催の第2回定時株主総会において、当該報酬に関する議案を上程した時に対象となった監査役は1名(うち社外監査役1名)です。

(b) 譲渡制限付株式報酬

取締役に対して、2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、金銭報酬債権年額60百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)、これにより発行または処分を受ける株式の総数は、年50,000株以内(うち社外取締役分は6,500株以内)とする旨の承認を受けています。なお、2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、当該報酬に関する議案を上程した時に対象となった取締役は7名(うち社外取締役2名)です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	99,930	99,930	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-
社外取締役	9,600	9,600	-	2
社外監査役	10,800	10,800	-	4

(注) 1. 2020年5月28日開催の第13回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでいます
 2. 使用人兼務分給与は含まれておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがないため、記載しておりません。

報酬の決定プロセス

当社は取締役、監査役及び執行役員の指名及び報酬の決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役 小林弘明を委員長とし、代表取締役社長 蒲原寧、社外取締役 植田俊道で構成されています。委員の過半数を社外取締役が占めることで、指名及び報酬の決定プロセスの透明性・客観性を高めています。

取締役の報酬については、報酬委員会において報酬等の体系、水準、個人別報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しています。

取締役各個人に支給する報酬等の額は、報酬委員会で協議することを条件に、代表取締役社長に一任しています。代表取締役社長は、取締役会の決定に基づき各取締役の個人別の報酬等の額を指名・報酬委員会に報告・諮問し、その結果を踏まえて決定しています。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。また、必要に報じて、指名・報酬委員会に報酬等の水準について諮問し、意見を求めることがあります。

2021年2月期及び本報告書提出日までの取締役の報酬等に関する報酬委員会及び取締役会等の活動は以下の通りです。

開催日	会議体	活動内容
2020年3月16日	取締役会	役員報酬制度の改定に関する報酬委員会の答申
2020年4月13日	取締役会	取締役の報酬額改定並びに譲渡制限付株式報酬制度導入の決定
2020年5月12日	報酬委員会	取締役の評価及び報酬額の審議
2020年5月28日	取締役会	2020年6月以降の取締役の基本報酬支給額の決定
2020年12月19日	報酬委員会	報酬に関するディスカッション

開催日	会議体	活動内容
2021年1月18日	取締役会	報酬委員会の活動状況に関する報告
2021年1月19日	報酬委員会	報酬に関するスケジュールの確認、取締役の報酬等の決定方針の審議、指名・報酬委員会設置の審議
2021年2月15日	取締役会	取締役の報酬等の決定方針の決議、指名・報酬委員会設置の決議
2021年4月21日	指名・報酬委員会	執行役員の選任及び報酬額の審議
2021年4月27日	指名・報酬委員会	取締役の評価及び報酬額の審議
2021年5月28日	取締役会	取締役の報酬等の決定方針に基づき、各取締役の報酬について、代表取締役社長に一任する旨の決議

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする銘柄を純投資目的と区分し、それ以外を目的とする銘柄を純投資目的以外の目的として区分しております。なお、当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携、取引関係の維持・強化など経営戦略上重要と判断した場合に株式を保有することがあります。取締役会は、政策的に保有する株式について銘柄ごとにその保有から得られるベネフィットとコストを勘案の上経済合理性を検討し、保有の適否を検証しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	7,193

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	20,000	研究開発等戦略上の関係強化

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年3月1日から2021年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,040,105	1,121,583
売掛金	281,352	247,587
前渡金	10,588	16,115
前払費用	27,574	40,579
未収還付法人税等	32,981	-
未収消費税等	17,476	-
その他	8,638	7,377
貸倒引当金	-	384
流動資産合計	1,418,717	1,432,859
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,164	10,515
減価償却累計額	8,188	9,127
建物(純額)	24,975	1,387
工具、器具及び備品	31,976	27,450
減価償却累計額	21,775	27,398
工具、器具及び備品(純額)	10,200	51
レンタル資産	8,138	2,216
減価償却累計額	315	2,216
レンタル資産(純額)	7,823	0
建設仮勘定	19,935	0
有形固定資産合計	62,936	1,439
無形固定資産		
ソフトウェア	207,732	13,450
ソフトウェア仮勘定	3,470	39,529
無形固定資産合計	211,202	52,979
投資その他の資産		
投資有価証券	-	7,193
関係会社株式	300,000	600,000
長期前払費用	6,437	3,562
その他	80,436	51,661
投資その他の資産合計	386,874	662,416
固定資産合計	661,013	716,836
資産合計	2,079,730	2,149,695

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	193,868	158,615
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	87,989	97,847
未払金	75,669	40,184
未払費用	35,528	39,427
未払法人税等	355	10,000
未払消費税等	-	13,449
前受金	166,655	4,922
預り金	20,131	16,838
賞与引当金	71,879	92,763
その他	178	239
流動負債合計	672,255	494,289
固定負債		
社債	70,000	50,000
長期借入金	220,894	213,047
繰延税金負債	5,376	96
退職給付引当金	68,328	69,941
資産除去債務	19,839	12,928
固定負債合計	384,438	346,013
負債合計	1,056,694	840,303
純資産の部		
株主資本		
資本金	364,914	913,874
資本剰余金		
資本準備金	283,854	832,814
資本剰余金合計	283,854	832,814
利益剰余金		
利益準備金	7,339	7,339
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	366,927	447,226
利益剰余金合計	374,267	439,886
株主資本合計	1,023,036	1,306,801
新株予約権	-	2,590
純資産合計	1,023,036	1,309,392
負債純資産合計	2,079,730	2,149,695

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	2,122,272	2,037,394
売上原価	1,569,057	1,535,950
売上総利益	553,214	501,443
販売費及び一般管理費	1,2 729,685	1,2 1,098,337
営業損失()	176,471	596,894
営業外収益		
受取利息	13	9
還付加算金	-	430
その他	553	56
営業外収益合計	566	496
営業外費用		
支払利息	1,052	2,560
株式交付費	330	3,952
新株予約権発行費	-	7,884
上場関連費用	27,587	-
社債発行費	1,909	-
その他	819	365
営業外費用合計	31,698	14,762
経常損失()	207,603	611,160
特別利益		
補助金収入	3 5,782	-
特別利益合計	5,782	-
特別損失		
減損損失	-	4 52,187
ソフトウェア評価損	-	5 122,075
投資有価証券評価損	-	12,806
ゴルフ会員権評価損	-	15,737
特別損失合計	-	202,806
税引前当期純損失()	201,820	813,967
法人税、住民税及び事業税	1,240	21,824
法人税等調整額	57,747	5,279
法人税等合計	58,987	27,104
当期純損失()	260,807	786,862

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	575,214	36.9	593,262	38.6
経費		982,127	63.1	942,688	61.4
当期総製造費用		1,557,341	100.0	1,535,950	100.0
仕掛品期首たな卸高		11,716		-	
合計		1,569,057		1,535,950	
仕掛品期末たな卸高		-		-	
売上原価		1,569,057		1,535,950	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	853,687	781,730
減価償却費	-	78,486
旅費交通費	61,496	38,626

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価計算によるプロジェクト別個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	361,872	280,812	280,812
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	3,042	3,042	3,042
剰余金の配当			
当期純損失()			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	3,042	3,042	3,042
当期末残高	364,914	283,854	283,854

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
繰越利益剰余金						
当期首残高	7,339	654,562	661,902	1,304,587	-	1,304,587
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)				6,084		6,084
剰余金の配当		26,827	26,827	26,827		26,827
当期純損失()		260,807	260,807	260,807		260,807
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	-
当期変動額合計	-	287,634	287,634	281,550	-	281,550
当期末残高	7,339	366,927	374,267	1,023,036	-	1,023,036

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	364,914	283,854	283,854
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	548,959	548,959	548,959
剰余金の配当			
当期純損失()			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	548,959	548,959	548,959
当期末残高	913,874	832,814	832,814

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金				
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	7,339	366,927	374,267	1,023,036	-	1,023,036
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)				1,097,919		1,097,919
剰余金の配当		27,291	27,291	27,291		27,291
当期純損失()		786,862	786,862	786,862		786,862
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					2,590	2,590
当期変動額合計	-	814,153	814,153	283,765	2,590	286,355
当期末残高	7,339	447,226	439,886	1,306,801	2,590	1,309,392

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	201,820	813,967
減価償却費	35,741	92,957
減損損失	-	52,187
ソフトウェア評価損	-	122,075
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	384
賞与引当金の増減額(は減少)	6,949	21,552
退職給付引当金の増減額(は減少)	12,411	1,415
受取利息	13	9
補助金収入	5,782	-
支払利息及び社債利息	1,421	2,850
上場関連費用	27,587	-
株式交付費	330	3,952
新株予約権発行費	-	7,884
社債発行費	1,909	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	12,806
ゴルフ会員権評価損	-	15,737
売上債権の増減額(は増加)	23,089	33,765
たな卸資産の増減額(は増加)	11,716	-
未払金の増減額(は減少)	59,474	31,962
未収消費税等の増減額(は増加)	4,240	17,476
未払消費税等の増減額(は減少)	-	13,449
仕入債務の増減額(は減少)	24,962	45,964
前受金の増減額(は減少)	165,182	161,732
その他	11,738	613
小計	120,732	655,755
利息及び配当金の受取額	13	9
補助金の受取額	5,782	-
利息の支払額	1,290	2,812
法人税等の支払額	45,378	2,215
法人税等の還付額	-	59,534
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,860	601,238
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	22,011	22,011
定期預金の払戻による収入	22,010	22,011
有形固定資産の取得による支出	32,505	7,596
有形固定資産の売却による収入	9,592	-
無形固定資産の取得による支出	198,474	38,637
無形固定資産の売却による収入	44,826	-
資産除去債務の履行による支出	-	7,540
投資有価証券の取得による支出	-	20,000
関係会社株式の取得による支出	300,000	300,000
敷金及び保証金の差入による支出	35,707	201
敷金及び保証金の回収による収入	1,351	33,239
ゴルフ会員権の取得による支出	-	20,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	510,917	360,737

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
上場関連費用の支出	27,587	-
長期借入れによる収入	200,000	100,000
長期借入金の返済による支出	105,091	97,989
社債の発行による収入	98,090	-
社債の償還による支出	18,000	20,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	5,753	1,088,094
新株予約権の発行による収入	-	578
配当金の支払額	26,717	27,229
その他	105	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	126,343	1,043,453
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	304,713	81,477
現金及び現金同等物の期首残高	1,322,807	1,018,094
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,018,094	1 1,099,571

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、レンタル資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 2～5年

レンタル資産 5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響額

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
当座貸越極度額	50,000 千円	350,000 千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	50,000 千円	350,000 千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
役員報酬	108,960千円	120,330千円
給料及び手当	48,769千円	117,033千円
貸倒引当金繰入額	-	384千円
賞与引当金繰入額	7,757千円	19,976千円
退職給付費用	1,182千円	2,401千円
減価償却費	11,731千円	9,254千円
研究開発費	290,628千円	391,909千円
おおよその割合		
販売費	5.7%	10.0%
一般管理費	94.3%	90.0%

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
	290,628千円	391,909千円

3 補助金収入

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

補助金収入は、人材開発支援助成金を交付されたものであります。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

4 減損損失

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
ソリューション事業 事業用資産	東京都中央区	建物	2,093
		ソフトウェア	3,436
		計	5,530
イノベーション事業 事業用資産	東京都中央区	建物	10,722
		工具、器具及び備品	22,658
		レンタル資産	8,872
		建設仮勘定	4,402
		計	46,656
合計			52,187

当社は、資産グループは原則として事業セグメント単位とし、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としております。また、独立したキャッシュ・フローを個別に見積ることが可能な資産又は資産グループについては、個別にグルーピングしております。資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失を認識した場合には帳簿価額と回収可能価額との差額を特別損失に計上しております。

事業用資産において、収益性の低下による減損の兆候が認められた資産又は資産グループについて将来の回収可能性を検討した結果、回収可能性が認められなくなったものにつき、減損損失を認識しました。

なお、減損を認識した資産又は資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

5 ソフトウェア評価損

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

イノベーション事業で開発した市場販売目的のソフトウェアについて、見込販売数量を見直したことに伴う評価損を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,730,800	185,600		10,916,400

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 185,600株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2011年ストック・オプションとしての新株予約権(第3回)	-	-	-	-	-	-
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権(第4回)	-	-	-	-	-	-
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権(第6回)	-	-	-	-	-	-
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権(第7回)	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	26,827	2.50	2019年2月28日	2019年5月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	27,291	2.50	2020年2月29日	2020年5月29日

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,916,400	1,187,800		12,104,200

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 1,187,800株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2011年ストック・オプションとしての新株予約権(第3回)	-	-	-	-	-	-
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権(第4回)	-	-	-	-	-	-
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権(第6回)	-	-	-	-	-	-
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権(第7回)	-	-	-	-	-	-
	第8回新株予約権(行使価額修正及び行使許可条項付) (2020年8月20日発行)	普通株式	-	1,570,000	1,089,400	480,600	2,590
合計			-	1,570,000	1,089,400	480,600	2,590

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

第8回新株予約権(行使価額修正及び行使許可条項付)の増加は、発行によるものであります。

第8回新株予約権(行使価額修正及び行使許可条項付)の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 定時株主総会	普通株式	27,291	2.50	2020年2月29日	2020年5月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
現金及び預金	1,040,105千円	1,121,583千円
預入期間が3か月を超える定期預金	22,011千円	22,011千円
現金及び現金同等物	1,018,094千円	1,099,571千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、将来の投資に対する待機資金として、流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は主に2ヵ月以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は主に運転資金の調達を目的としたものであります。

営業債務は流動性リスクに、借入金、社債は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門並びにコーポレート本部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

デリバティブ取引の執行・管理体制については、取引権限を定めた社内規程に従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年2月29日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,040,105	1,040,105	-
(2) 売掛金	281,352	281,352	-
(3) 未収還付法人税等	32,981	32,981	-
(4) 未収消費税等	17,476	17,476	-
資産計	1,371,915	1,371,915	-
(1) 買掛金	193,868	193,868	-
(2) 未払金	75,669	75,669	-
(3) 未払法人税等	355	355	-
(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	90,000	90,138	138
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	308,883	309,929	1,046
負債計	668,776	669,961	1,185

当事業年度(2021年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,121,583	1,121,583	-
(2) 売掛金	247,587	247,587	-
資産計	1,369,171	1,369,171	-
(1) 買掛金	158,615	158,615	-
(2) 未払金	40,184	40,184	-
(3) 未払消費税等	13,449	13,449	-
(4) 未払法人税等	10,000	10,000	-
(5) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	70,000	69,838	161
(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	310,894	310,502	391
負債計	603,144	602,590	553

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等、(4) 未収消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払消費税等、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
関係会社株式	300,000千円	600,000千円
投資有価証券(非上場株式)	-	7,193千円

(注) これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,040,105	-	-	-
売掛金	281,352	-	-	-
未収還付法人税等	32,981	-	-	-
未収消費税等	17,476	-	-	-
合計	1,371,915	-	-	-

当事業年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,121,583	-	-	-
売掛金	247,587	-	-	-
合計	1,369,171	-	-	-

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000	-
長期借入金	87,989	77,847	54,300	54,300	34,447	-
合計	107,989	97,847	74,300	74,300	44,447	-

当事業年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	20,000	20,000	10,000	-	-
長期借入金	97,847	74,300	74,300	54,447	10,000	-
合計	117,847	94,300	94,300	64,447	10,000	-

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

前事業年度(2020年2月29日)

関連会社株式(貸借対照表計上額は300,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年2月28日)

関連会社株式(貸借対照表計上額は600,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年2月28日)

非上場株式(貸借対照表計上額は7,193千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について12,806千円(その他有価証券の株式12,806千円)減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、著しく低下したものとし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型退職給付制度として、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
退職給付引当金の期首残高	55,916	68,328
退職給付費用	18,515	24,323
退職給付の支払額	6,104	22,711
退職給付引当金の期末残高	68,328	69,941

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	68,328	69,941
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	68,328	69,941
		(千円)
退職給付引当金	68,328	69,941
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	68,328	69,941

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 18,515千円 当事業年度 24,323千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2011年4月22日	2012年2月23日	2016年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 43名	当社取締役 4名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式240,000株	普通株式194,400株	普通株式200,000株
付与日	2011年6月24日	2012年2月24日	2016年8月15日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することを要する。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することを要する。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2011年6月24日～ 2021年6月23日	2014年2月23日～ 2022年2月22日	2018年5月23日～ 2026年5月22日

	第7回新株予約権
決議年月日	2016年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 75名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式199,600株
付与日	2016年8月15日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することを要する。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2018年5月23日～ 2026年5月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2012年1月7日に1株を10株とする株式分割を、2017年7月31日に1株を100株とする株式分割を、さらに2018年3月1日に1株を4株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	112,000	58,400	40,000
権利確定	-	-	-
権利行使	72,000	-	20,000
失効	-	-	-
未行使残	40,000	58,400	20,000

	第7回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	92,400
権利確定	-
権利行使	6,400
失効	1,600
未行使残	84,400

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2012年1月7日に1株を10株とする株式分割を、2017年7月31日に1株を100株とする株式分割を、さらに2018年3月1日に1株を4株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	19	19	42
行使時平均株価(円)	1,123	-	973
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	42
行使時平均株価(円)	1,147
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2012年1月7日に1株を10株とする株式分割を、2017年7月31日に1株を100株とする株式分割を、さらに2018年3月1日に1株を4株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	190,461千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	105,177千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	22,009千円	28,404千円
退職給付引当金	20,922千円	21,415千円
未払事業税	-千円	1,614千円
未払費用	3,293千円	4,250千円
資産除去債務	6,074千円	3,958千円
税務上の繰越欠損金(注)2	44,378千円	186,899千円
減価償却超過額	16,451千円	10,698千円
減損損失	-千円	13,824千円
ソフトウェア評価損	-千円	37,379千円
投資有価証券評価損	-千円	3,921千円
その他	4,954千円	12,606千円
繰延税金資産小計	118,084千円	324,973千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	44,378千円	186,899千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	73,706千円	138,074千円
評価性引当額小計(注)1	118,084千円	324,973千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,506千円	96千円
未収還付事業税	869千円	-千円
繰延税金負債合計	5,376千円	96千円
繰延税金資産純額	5,376千円	96千円

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	44,378	44,378
評価性引当額	-	-	-	-	-	44,378	44,378
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	186,899	186,899
評価性引当額	-	-	-	-	-	186,899	186,899
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「コンサルティング事業」、「ソリューション事業」及び「イノベーション事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「コンサルティング事業」は、主にプロジェクトマネジメント支援及びIT部門支援サービスを提供しております。「ソリューション事業」は、主にバッチ高速処理、事業性評価及びe-電子便サービスを提供しております。「イノベーション事業」は、人工知能(AI)及びディープラーニング等を応用した製品・サービスの研究開発と販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

当社は、事業セグメントに資産を配分しておりませんが、当該資産にかかる減価償却費についてはその使用状況等によった合理的な基準に従い事業セグメントに配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	コンサルティ ング事業	ソリューショ ン事業	イノベーショ ン事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,946,534	175,119	618	2,122,272	-	2,122,272
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,946,534	175,119	618	2,122,272	-	2,122,272
セグメント利益又は損失 ()	400,000	6,535	395,734	2,269	174,201	176,471
その他の項目						
減価償却費	-	4,385	29,018	33,403	2,337	35,741

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 174,201千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

2. セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	コンサルティング事業	ソリューション事業	イノベーション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,921,541	112,297	3,555	2,037,394	-	2,037,394
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,921,541	112,297	3,555	2,037,394	-	2,037,394
セグメント利益又は損失 ()	388,038	118,199	598,555	328,717	268,176	596,894
その他の項目						
減価償却費	-	4,297	81,561	85,858	7,098	92,957

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 268,176千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

2.セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3.セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アセットマネジメントOne株式会社	418,323	コンサルティング事業
株式会社ジェーシービー	363,700	コンサルティング事業

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ジェーシーピー	374,760	コンサルティング事業
アセットマネジメントOne株式会社	337,172	コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

	コンサルティング事業	ソリューション事業	イノベーション事業	調整額	合計
減損損失		5,530	46,656		52,187

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 TOUCH TO GO	東京都 新宿区	300,000	無人AI決済店舗 システム及び サービスの開発 並びに販売	(所有) 直接 50.0	役員の 兼任等 2名	経費の立替 (注)2	30,827	その他 流動資産	1,869
							ハードウェア 及びソフトウ エアの譲渡 (注)3	54,418		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 経費の立替は、実費相当額であります。

3. 取引価格は、総原価等を勘案して、交渉の上決定しております。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 TOUCH TO GO	東京都 新宿区	450,000 (注)1	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売	(所有) 直接 49.2 (注)1	出向者の 派遣 役員の 兼任等 2名	出向料等の受取(注)2	45,507	その他 流動資産	5,802
							第三者割当増資の引受(注)3	300,000		

(注) 1. 株式会社TOUCH TO GOの資本金及び議決権等の所有割合は、当事業年度末時点の数値であります。

2. 出向者の派遣による出向料は、出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しております。

3. 株式会社TOUCH TO GOが行った第三者割当増資を1株につき50千円で引き受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社 TOUCH TO GO であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	427,748	741,151
固定資産合計	89,024	90,743
流動負債合計	55,787	57,393
固定負債合計		
純資産合計	460,985	774,502
売上高		55,985
税引前当期純損失()	138,869	290,413
当期純損失()	139,014	290,558

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
関連会社に対する投資の金額	300,000	600,000
持分法を適用した場合の投資の金額	230,492	386,126
持分法を適用した場合の投資損失()の金額	69,507	144,366

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり純資産額	93.72円	107.96円
1株当たり当期純損失()	24.13円	69.78円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり当期純損失()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	260,807	786,862
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	260,807	786,862
普通株式の期中平均株式数(株)	10,809,962	11,275,893
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

新株予約権の行使

当事業年度終了後、当社が2020年8月20日に発行した第8回新株予約権について、新株予約権の行使が行われております。なお、4月12日をもって全新株予約権の権利行使が完了しております。

2021年3月1日から2021年4月12日までの当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- (1) 行使された新株予約権個数 4,806個
- (2) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 480,600株
- (3) 資本金増加額 254,389千円
- (4) 資本準備金増加額 254,389千円

上記の他、第3回及び第6回新株予約権の行使により発行済株式総数が60,000株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ800千円増加しております。これらにより、2021年4月12日時点の発行済株式総数は12,644,800株、資本金は1,169,064千円、資本準備金は1,088,004千円となっております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、有価証券明細表の記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	33,164	418	23,067 (12,816)	10,515	9,127	5,911	1,387
工具、器具及び備品	31,976	19,778	24,304 (22,658)	27,450	27,398	7,269	51
レンタル資産	8,138	2,950	8,872 (8,872)	2,216	2,216	1,901	0
建設仮勘定	19,935	7,195	27,131 (4,402)	0	-	-	0
有形固定資産計	93,215	30,343	83,376 (48,750)	40,181	38,742	15,082	1,439
無形固定資産							
ソフトウェア	241,721	9,105	125,512 (3,436)	125,314	111,863	77,875	13,450
ソフトウェア仮勘定	3,470	45,164	9,105	39,529	-	-	39,529
無形固定資産計	245,191	54,269	134,617 (3,436)	164,843	111,863	77,875	52,979
長期前払費用	6,437	-	2,875	3,562	-	-	3,562

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 クラウド型システム開発費用 45,164千円

2. 当期減少額の内書は、減損損失の計上額であります。

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 見込販売数量の見直しに伴うソフトウェアの評価損 122,075千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第3回無担保社債	2019年3月25日	90,000	70,000 (20,000)	0.38	無担保社債	2024年3月25日
合計	-	90,000	70,000 (20,000)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の内書は、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	20,000	20,000	10,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	87,989	97,847	0.71	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	220,894	213,047	0.79	2022年～2025年
合計	308,883	310,894	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	74,300	74,300	54,447	10,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金		384			384
賞与引当金	71,879	92,763	71,879		92,763

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	90
預金	
当座預金	481
普通預金	1,098,709
定期預金	22,011
別段預金	289
計	1,121,492
合計	1,121,583

売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジェーシービー	42,218
アセットマネジメントOne株式会社	30,360
株式会社三十三ファイナンシャルグループ	17,886
練馬区	16,401
埼玉県	14,775
その他	125,947
合計	247,587

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
281,352	2,240,984	2,274,749	247,587	90.2	43.1

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

関係会社株式

相手先	金額(千円)
株式会社TOUCH TO GO	600,000
合計	600,000

買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社トライアドコミュニケーションズ	23,562
株式会社アジルコア	21,505
知的資産マネジメント支援機構株式会社	14,870
akm株式会社	13,842
株式会社仙台システムサポート	12,815
その他	72,021
合計	158,615

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	515,274	1,016,955	1,540,473	2,037,394
税引前四半期(当期)純損失() (千円)	184,056	361,290	516,143	813,967
四半期(当期)純損失() (千円)	157,813	335,358	490,521	786,862
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	14.43	30.66	44.35	69.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	14.43	16.22	13.73	24.83

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎年5月
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.signpost.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)2020年5月29日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年5月29日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)2020年7月13日 関東財務局長に提出。

第14期第2四半期(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)2020年10月12日 関東財務局長に提出。

第14期第3四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)2021年1月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月2日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年9月4日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書

2021年4月12日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4) 臨時報告書の訂正報告書)

2020年9月29日 関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書(第三者割当による新株及び新株予約権の発行)及びその添付書類

2020年8月4日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年 5月28日

サインポスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠崎 和博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 和充

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサインポスト株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サインポスト株式会社の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サインポスト株式会社の2021年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、サインポスト株式会社が2021年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。